428

（その１）

収支報告書

平成27 年分
（ 開催分）

（ふりがな） こうづきりょうすけこうえんかい

1 政治団体の名称 上月りょうすけ後援会

2 主たる事務所の所在地 茨城県水戸市五軒町1-3-4
渡辺ビル202号室

3 代表者の氏名 幡谷 浩史

4 会計責任者の氏名 川村 康博

事務担当者の氏名

川村 康博

（電話） 029-291-7231

（電話）

（電話）

茨城県選挙管理委員会 平28.5.30 受付

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	上月 良祐
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,484,715
（前年からの繰越額）	2,134,337
（本年の収入額）	350,378
支　出　総　額	293,923
翌年への繰越額	2,190,792

２　収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

（2）寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	350,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	350,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	350,000	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	378	
合　　計	378	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
小田　芳経	200,000	H27/2/20	兵庫県神戸市灘区赤坂通3-4-12	医師	
小野　充雄	50,000	H27/5/14	日立市諏訪町2-2-6	会社役員	
松村　武久	100,000	H27/5/29	鹿児島県鹿児島市坂之上8-8-1	会社役員	

この頁の小計	350,000
その他の寄附	0
合計	350,000

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	3,411	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	972	0	
(4) 事務所費	289,540	0	
小計	293,923	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	0	0	
合計	293,923		

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	972				
合計	972				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃（2月分）	21,600	H27/1/21	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（3月分）	21,600	H27/2/12	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（4月分）	21,600	H27/3/9	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（5月分）	21,600	H27/4/17	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（6月分）	21,600	H27/5/28	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（7月分）	21,600	H27/6/29	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（8月分）	21,600	H27/7/6	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（9月分）	21,600	H27/8/11	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（10月分）	21,600	H27/9/7	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（11月分）	21,600	H27/10/30	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（12月分）	21,600	H27/11/16	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
事務所家賃（H28年1月分）	21,600	H27/12/22	渡邉　健	水戸市東赤塚2168-3	
税務書類作成費	30,000	H27/5/28	黒羽　茂	水戸市城南1-8-10	
この頁の小計	289,200				
その他の支出	340				
合計	289,540				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　30日

政治団体の名称　上月りょうすけ後援会

会計責任者の氏名　川村　　康博　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成28年5月27日

上月りょうすけ後援会（国会議員関係政治団体名）

会長　幡谷浩史　殿

登録政治資金監査人　黒羽　茂

登　録　番　号　　第　５　０　７　号

研修終了年月　　平成21年1月29日

1　監査の概要

(1)　私は政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、上月りょうすけ後援会（国会議員関係政治団体名）の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書について、支出に係る政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行ったことを報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、上月りょうすけ後援会（国会議員関係政治団体）の

主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の3第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

上月りょうすけ後援会(国会議員関係政治団体)と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上